

令和6年度 東京都認知症介護研修のお知らせ

東京都では、認知症の人に対する介護サービスの充実を図るため、認知症介護に従事する方を対象とした研修を実施しています。今回募集する研修は以下のとおりです。研修スケジュールについては、東京都ホームページ『とうきょう認知症ナビ』でもお知らせしております。

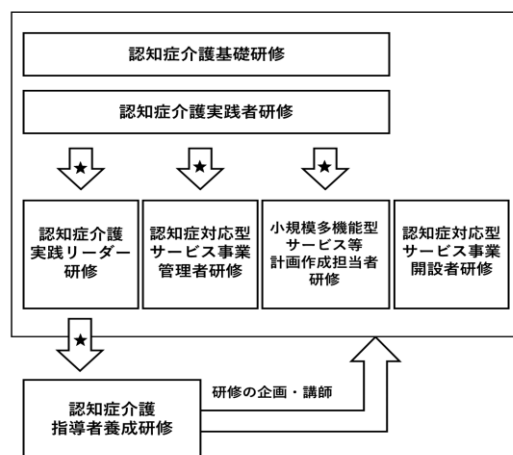
募集研修

◆ 第1回 認知症対応型サービス事業開設者研修

| | | |
|------|---|----------------|
| 目的 | 認知症対応型サービス事業の代表者として、「認知症の人が有する能力に応じて自立した日常生活を営む」ことへの理解を深めるとともに、開設する事業所において地域との連携を深め、サービスの質の向上に向けた取組を支援するための知識を身に付ける。また、研修修了後は、各事業所において、代表者として適切に事業所を運営することを目指す。 | |
| 実施形態 | ライブ型 WEB 研修 1 日間 + 他施設実習 1 日間 | |
| 申込期限 | 区市町村推薦申込 | 令和6年3月19日（火）必着 |

研修体系

東京都認知症介護研修の体系図は、右図のとおりです。一部の研修を受講するためには、修了しなければならない研修があります（★受講要件）ので、ご確認ください。今回募集対象外の研修については、別途、ご案内します。



【お問合せ】東京都福祉人材センター研修室 認知症介護研修担当

TEL 03-5800-3335（受付時間：月曜日～金曜日・午前9時～午後5時）

【実施主体】東京都福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 認知症支援担当

第 1 回 認知症対応型サービス事業開設者研修 (全 2 回実施予定)

目的 p1 をご覧ください

実施形態 ライブ型 WEB 研修 1 日間 + 他施設実習 1 日間 ※集合型研修ではありません

Web 会議システム「Zoom」を用いたライブ型 WEB 研修 1 日間 + 認知症対応型サービス事業所での実習 1 日間

ライブ型 WEB 研修についての注意事項

下記の①～④を用意し、事前に Zoom の接続テスト (※) を行ってください。

① パソコン (カメラ・マイク機能付) 1 人 1 台

原則、パソコンでの受講を推奨しております。タブレットの場合は、Zoom 機能等の利用に制限がある場合があります。なお、閲覧性や操作性の面からスマートフォンでは受講いただけません。使用するパソコンの OS (Windows など) は最新のバージョンに更新してください。また、javascript 及び Cookie は有効にしてください。

② インターネット環境 (有線接続を推奨。無線接続の場合、回線が途切れる事態が目立ちます)

③ 周囲の音・声が入らない環境 (必要に応じてマイク付きのヘッドホン等をご用意ください)

④ パソコン操作が不慣れな受講生に対するサポート

※ Zoom の接続テスト (<https://zoom.us/test>)

研修当日に使用するパソコン・インターネット環境にて、上記 URL にアクセスし、マイク・スピーカー機能に問題がないかご確認ください。

受講要件 以下の要件を全て満たしている方

東京都内の認知症対応型共同生活介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者及び看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者 (※) の方 (もしくは代表者になる予定がある方)

※「代表者」の考え方については、下記をご参照ください。

受講義務

指定認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所 (サテライト型含む)、看護小規模多機能型居宅介護事業所 (サテライト型を含む) において代表者になれる方は、認知症対応型サービス事業開設者研修の修了が義務付けられています。

※「代表者」とは、基本的には運営法人の代表者を指しますが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人のサービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを「代表者」として、差し支えありません。なお、「代表者」は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等の職員又は訪問介護員等として、認知症の人の介護に従事した経験を有する者、または保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であることが必要です。

※ 以下に該当する方は、みなし措置により、認知症対応型サービス事業開設者研修を受講する必要はありません。

(1)平成 17 年度に実施の実践者研修を修了した者 (2)平成 17 年度に実施の実践リーダー研修を修了した者 (3)平成 17 年度に実施の認知症高齢者グループホーム管理者研修を修了した者 (4)平成 12 年度から平成 16 年度の間に実施の痴呆介護実務者研修 (基礎課程) を修了した者 (5)平成 12 年度から平成 16 年度の間に実施の痴呆介護実務者研修 (専門課程) を修了した者 (6)平成 12 年度から平成 17 年度の間に実施の認知症介護指導者研修を修了した者 (7)認知症高齢者グループホーム開設予定者研修を修了した者 (東京都では、「介護事業開設等支援セミナー」として平成 16、17 年度に実施したものが該当)

スケジュール

| 日程 | | 講義・内容 |
|----------------|--|--|
| ライブ型 WEB 研修 | 6/19 (水) 8:50~17:00 (入室開始 8:30) | 研修の意義と目的 |
| | | 認知症の人の基本的理解 家族の理解・認知症の人との関係の理解 |
| | | 地域密着型サービスの指定基準について |
| | | 認知症の人のケアのあり方 サービス提供のあり方について |
| 他施設実習 | 6/21 (金) 6/25 (火) 6/26 (水) 6/27 (木) 6/28 (金) } のいずれか一日 | 認知症対応型サービス事業所での 1 日を、実際に体験実習する |
| 研修レポート 提出 | 実習終了後 提出締切：7/5 (金) | 認知症の人のケアについて理解したこと、今後の事業所運営に関して取り組みたいこと等について、レポートを作成し提出する。(5000 字程度) |

他施設実習について

認知症対応型サービス事業所での 1 日を実際に体験実習することで、研修終了後、各受講生が代表者となる事業所の運営等について、具体的なイメージを作り上げていくことが実習の主な目的です。

ホームページに掲載の実習先リストをご覧の上、「申込書」にて実習受入希望先および実習可能日程をご選択ください。ただし、実習先との調整の都合上、実習先及び実習日程はご希望に沿えない場合もあります。

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、受入施設によっては、抗原検査の実施が求められる場合があります。その場合は受講生自身で検査キットをご準備いただきます。

レポート提出について

他施設実習後 1 週間以内に、研修を通じて、①認知症の人のケアについて理解したこと、②今後の事業所運営に関して取り組みたいこと等について、5,000 字程度のレポートを作成し、提出していただきます。開設者研修修了後に、事業所所在地の区市町村よりレポートの提出を求められる場合があります。必要により、区市町村長宛にご提出ください。特に、事業所を新たに開設する場合は、指定申請時に区市町村長宛てにご提出ください。

定員 約 35 名

受講料 4,400 円

受講料の支払いについて

本研修は、「東京都福祉局関係手数料条例（平成 12 年東京都条例第 87 号）」に基づき、受講料を徴収します。申込結果通知とは別に東京都より所定の納付書を送付いたしますので、別途指定する期日までに受講料をお支払いください。東京都福祉局関係手数料条例第 6 条に基づき、原則として既納の受講料の返金はできません。また、指定期日までに受講料の納付が確認できない場合は、研修の受講が認められません。

申込方法

受講申込について区市町村の担当部署と事前に調整し、必要書類について確認の上、**郵送**にて申込期限（必着）までにお申込みください。

必要書類のうち「申込書」については、下記 URL からダウンロードできます。

▶ <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koza/ninchi/>



* 所属長を通じてお申込みください（個人による申込みはできません）。

* FAX によるお申込みは受け付けておりません。

パンフおよび申込書

申込先

区市町村の「**認知症介護研修**」担当部署 までお申込みください。

申込期限： 令和 6 年 3 月 19 日（火）【必着】

* 申込先等の詳細は、各区市町村までお問合せください。お申込みの際は、各区市町村の担当部署と事前に調整願います。

申込結果の通知

令和 6 年 4 月 26 日（金）頃 発送予定

申込書に記載の事務連絡先宛てに「申込結果通知」を郵送します。なお、期限を過ぎてのお申込みについては通知をいたしませんので予めご了承ください。

注意事項

- 受講要件の審査に際して、区市町村の担当部署を通じて申込書の記載内容等についての確認をさせていただく場合があります。
- 申込書の記載内容から修了証書を作成します。記載内容に誤りがないよう必ずご確認ください。
- 申込書の記載内容に虚偽があった場合や所属長に無断で申込みを行った場合、修了を認めない又は取り消すことがあるほか、その事実が判明した日から 1 年間、当該事業所等に対して受講決定を行わない場合があります。
- 受講決定後に、やむを得ず研修に出席できなくなった場合は、必ず事前にご連絡ください。無断欠席は、次回以降の受講決定に影響する場合があります。
- 本研修は全日程に出席し、全課程を履修された方のみが修了者となります。
以下の場合は、研修未修了となります。
 - ・遅刻、早退、欠席があった場合
 - ・指定期日までに研修課題が提出されない場合
(各事業所等においては、受講生が確実に研修に取り組めるよう、受講時間の確保等調整をお願いします)
 - ・提出物の不備、その他の点から研修内容を理解していないと判断される場合
 - ・受講態度に問題がある場合や、研修指導者の指示や注意に従わない、態度が改まらない場合
- 修了者には後日、東京都知事による修了証書を交付（郵送）いたします。
- 研修修了後は、修了者名簿（氏名や所属事業所等）を、事業所所在の区市町村へ通知します。また、必要に応じて、東京都認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等の関係機関に対しても情報提供させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。